

所管部課		選挙管理委員会事務局	部長	阿部晴彦		印 審
件名		東大和市選挙執行規程の一部を改正する規程について			区分	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 公職選挙法が一部改正され、これまで市長のみ認められていた選挙運動用ビラの頒布について、市議会議員も認められたことに伴い、関連する東大和市選挙執行規程の一部改正を行う。</p> <p>(2) 改正内容 これまで市長に限定していた選挙運動用のビラの届出書を、市議会議員についても該当するよう条文を改める。併せて、選挙人名簿等の文言を整理する。</p> <p>(3) 施行日 選挙運動用ビラに関しては、平成31年3月1日とする。 その他の文言整理に関しては、公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 平成31年4月執行予定の東大和市議会議員及び市長選挙から、市長に加えて市議会議員についても選挙運動時にビラを頒布することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月21日、公職選挙法の一部を改正する法律の公布（市議会議員選挙において選挙運動用ビラの頒布が認められる。） 文書課法規係において、改正案文の審査済み。 平成30年12月3日、平成30年第12回選挙管理委員会において、東大和市選挙執行規程の一部を改正する規程を議決 						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>改正後の規定に基づき、選挙を執行したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。